

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 12 月 9 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 庁舎 3 階
札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課推進担当係（電話：011-622-5199）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 光星団地 7 棟及び札幌市中央卸売市場
産業廃棄物収集運搬及び処分業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

項目	排出予定量等	単価（円）	金額
廃プラスチック類	7000 (kg) ×	1 kg あたりの単価 =	①
搬出作業費等（諸経費、マニフェスト費用等を含む）		一式金額	②
総 額	①+②		

入札書には総額（①+②）を記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、各項目の単価を記載した「積算内訳書」（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない金額を積算基礎としているときは、その根拠となる計算式等を明示した資料を合わせて提出すること。

落札決定にあつては、入札金額に、当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てること。）をもって落札金額とする。このため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（1 円未満の端数は切り捨てること。）を記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役

務（一般サービス業）」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「産業廃棄物収集運搬・処分」に登録されている者であること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定による収集運搬業及び処分業の許可を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 の場所及び札幌市保健福祉局のホームページ（入札・契約等情報）で入手できる（URL：<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/keiyakujouhou30ippannkyousounyuusatu.html>）。
なお、上記 1 の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所
令和 6 年 12 月 17 日（火）10 時 00 分（送付による場合は必着）
WEST19 庁舎 3 階（札幌市中央区大通西 19 丁目）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 6 年 12 月 17 日（火）11 時 00 分
WEST19 庁舎 2 階（札幌市中央区大通西 19 丁目）相談室 2
- (4) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。
※入札者を一堂に会して行う入札ではないことに注意すること。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（委託者があらかじめ仕様書に示す予定排出量）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした

入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。